別表六の二（六）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「増減試験研究費割合の計算」及び「試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成29年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合にのみ記載すること。

3　「割増前税額控除割合　$\frac{12}{100}+((7)-\frac{5\text{又は}8}{100})\times0.3$　(0.12未満の場合又は(5)＝０の場合は0.12)」　(10)　の欄は、連結親法人事業年度が平成29年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合にのみ記載すること。この場合において、連結親法人事業年度が平成31年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「５又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は８」を消すこと。

4　「(9)＞10％の場合の控除割増率　$((9)-\frac{10}{100})\times0.5$　(0.1を超える場合は0.1)」　(11)　の欄は、連結親法人事業年度が平成31年４月１日以後に開始する連結事業年度である場合にのみ記載すること。

5　「(7)＞５％又は(7)＞８％の場合　(15)」の欄は、連結親法人事業年度が平成31年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「(7)＞５％又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(7)＞８％」を消すこと。

6　「当期税額基準額　(14)×((15)、(0.25＋(16))又は0.25)　(17)」の欄は、別表六の二(八)「10」の欄に金額の記載がある場合には、「(15)、(0.25＋(16))又は」を消すこと。

別表六の二(二十四)から別表六の二(二十五)付表までを削る。

別表六の二(二十一)付表の表中「震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３」を「震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第（旧震災特例法第25条の２）25条の２の３」に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第15条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第２項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同表を別表六の二(二十五)付表とする。

別表六の二(二十一)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(二十三)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(二十五)付表「10」の合計）」に、「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」に、「調整前連結税額（別表一の二(一)「２」、別表一の二(二)「２」又は別表一の二(三)「２」）」を「調整前連結税額（別表一の二「２」）」に、「調整